

○須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月16日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け

られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月7日条例第33号)

この条例中第1条の規定は平成28年11月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	須坂市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成4年教育委員会告示第5号)による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神

		<p>障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置の実施に関する情報であって規則に定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生</p>	<p>身体障害者手帳関係情報であって規則</p>

活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であつて規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	年金給付関係情報であつて規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	老人福祉法による措置の実施に関する情報であつて規則に定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け及び給付金に関する情報であつて規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	児童手当関係情報であつて規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	

		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	るもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 老人福祉法による措置の実施に関する情報であって規則に定めるもの
13 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	須坂市福祉医療費給付金条例による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの 精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規

		則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 教育委員会	須坂市特別支援教育就学奨励費支給要綱による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する情報であって規則で定めるもの

(別表第3) (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		市長	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		市長	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	須坂市特別支援教育就学奨励費支給要綱による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの